

(仮称) 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(案)に対するパブリックコメントの結果等について

《パブリックコメントの概要》

- (1) 募集期間 令和4年1月13日(木) から 令和4年2月3日(木)
- (2) 閲覧場所 市役所本庁舎(生活環境課)、各支所の窓口、市公式ホームページ
- (3) 意見の提出方法 閲覧場所の窓口への持参、生活環境課宛での郵送・メール・FAX

《意見への対応状況》

対応区分	対応方針	件数
A	条例(案)を修正する	6
B	条例(案)に適合する内容とし、規則や運用で対応する	6
C	条例(案)には反映しない	19
D	状況説明等	8
合計		39

《意見の趣旨と考え方》

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
定義	<p>事業区域の境界から 50m 以内が何処にかかるのかを明示するには、「事業区域の境界から 50m 以内の以下①～④の者及び事業区域に係わる自治会の代表者</p> <p>①土地又は家屋を所有する者</p> <p>②住居者</p> <p>③農林水産業を営む者</p> <p>④生活環境等の保全上の利害関係を有する者」</p> <p>としたらどうか。</p>	<p>条例は統一的な記載ルールがありますので、参考意見とさせていただきます。</p>	D
定義	<p>事業区域の「一団の土地」の具体的な内容を明確にする。例えば、飛び地の設置、複数事業者の設置場所との関係など。</p>	<p>条例では分かりやすい内容とします。</p>	A
定義	<p>近隣住民等は次の 3 通りに定義すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民：現行同（事前協議の対象、設置の同意対象） ・周辺住民：景観や光害などは、50m 以上に渡り影響を及ぼす可能性があり、近隣住民より広範囲に定義する（例えば 200m 程度、説明会の対象）。 ・関係区：事業区域の境界から 200m 以内の区域を含む区及び特に区長が認める区とする。（事前協議の対象、設置の同意対象、説明会の対象） 	<p>他の法律等を参考とし、生活に影響を及ぼす範囲が概ね 50m であると設定し、この範囲を近隣住民等とすることが妥当と考えます。</p>	D

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
事業者の責務	維持管理については、特に除草などに配慮していただきたい。	除草につきましては苦情や要望が多いことから、事業計画の中で配慮していただきます。	A
事業者の責務	<p>発電施設を設置する事業者の事業継続性についても判断する必要があると思います。設置時の設備投資費だけでなく、設備のランニング費用含む収益性の検証、設備の更新時期、設備更新時の方針（撤退・更新）、撤退時の設備撤去（森林への復旧プラン含む）などについての総合判断が必要だと思います。</p> <p>また、当該事業者の企業理念（発電設備の設置目的（利益重視なのか、環境負荷削減への貢献なのか）、本事業以外の環境等への貢献実績の調査も必要と思います。</p>	太陽光発電設備設置事業は民間事業であり、財務状況や企業理念等を行政が調査するという裁量は無いものと考えます。	C
事業者の責務	設置事業者には残地森林を含めた環境変化による周辺被害への対応と景観整備の責務を負わせて欲しい。	事業者の責務として、景観の維持と地域との調和を保つことを規定します。	A
事業者の責務	環境変化に関する定期的なレポートを作成して欲しい。周辺住民の意見徴収を、建設時だけでなく設備稼働中の期間も継続的に行って欲しい。	定期的な報告書や住民意見の徴収を求めることは、事業者に対して過度は負荷をかけることになるため、条例では規定しないものとします。ただし、太陽光発電設備の規模によっては必要だと考えますので、隣接住民等と事業者で締結する協定に盛り込むことで対応することを提案させていただきます。	C

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
抑制区域	<p>公共施設（学校・保育園・幼稚園・病院・養護施設・公園・集会所など）が抜けている。これら施設の環境保全のため、区域指定をしなければならないと思う。</p>	<p>公共施設への影響としては、景観や生活環境の悪化が考えられます。条例と合わせて策定する予定の「塩尻市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」で、これらの施設の近隣に設置する場合の配慮とその説明を求めることとします。</p>	B
抑制区域	<p>具体的な禁止区域の検討も必要ではないでしょうか。</p>	<p>財産権等の問題もあり、禁止区域については設定しないものとします。</p>	C
抑制区域	<p>森林法に関わる「森林開発」について、開発条件、森林景観など十分に検討されているのでしょうか。</p> <p>例えば、一般の森林の中に、突然これら施設が設置された景観はどうみても不自然だと思います。これらについての具体的な条件・項目などが記載されていないと、「景観が良くない」だけで制限することはできないと思います。</p>	<p>財産権等の問題もあり、条例では設置に関して強く制限することは考えておりません。条例により、設置に関して市や住民と十分に協議をすることを求め、適正な設置を促します。</p> <p>樹木の保存については、「塩尻市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」で明記（樹木の伐採は必要最小限にとどめること）して対応を求めます。</p> <p>森林法に関わる部分については、この法律による対応を求めたいと考えております。</p>	B
抑制区域	<p>林地での開発規制を実現して欲しい。樹木を切り倒して発電することは、温暖化防止に反するのではないか。</p>	<p>財産権等の問題もあり、条例では設置に関して強く制限することは考えておりません。</p>	C

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
抑制区域	盛土の危険性は、近年の大雨災害でも明らかである。盛土規制を実現して欲しい。	条例では、盛土に関して強く制限することは考えておりません。 国や長野県で検討中の盛土規制の内容により、今後の対応方法を検討する予定です。	C
抑制区域	準ずる区域を含めて具体的な地域（区域）を指定するリストや位置図などで明確にすること。	抑制区域の区域指定は、施行規則にて詳細に明記します。具体的な位置等については、長野県統合型地理管理システム「信州くらしのマップ」を参照していただきます。	B
抑制区域	抑制区域の適用内容を明確にすること。例えば、一切設置の禁止、大規模開発の禁止、隣接設置の禁止・制限、設置に関する条件・基準 等々。	財産権等の問題もあり、条例では設置に関して強く制限せず、事業者に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求めるものとします。	C
抑制区域	太陽光発電等の設置にあたって山野を切り拓く場合は、伐採する森林の二酸化炭素吸収量と設置する設備の発電により削減できる CO ₂ 削減量を定量的に比較して設置が妥当であるか判断する必要があると思われます。	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」における事業の認定時や、資源エネルギー庁等のガイドラインでも比較検討を求めていることから、このような方法による設置の妥当性の判断は行わないものとします。	C
事前協議	実施事項の漏れを無くすため、次のステップに進むための必要状況（実施事項）を図示して明らかにし、日数を記載しておくとう分かりやすいと思う。	「塩尻市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」で図示します。	B
事前協議	雨水排水処理施設において、浸透が不可能な場所や放水路のない浸透池の設置は禁止すること。	雨水排水処理施設の明確な基準がないため禁止等の規定は困難ではありますが、事前協議で確認するものとします。	C

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
事前協議	事業区域内には放水路や沈砂池を設け、土砂の流出を防止して適切に排水すること。また、排水を河川や用水路に行く場合は、地元の水利管理者と協議して排水場所や経路等を定めること。水利管理者と維持管理について協定等を定めること。	沈砂池等については、事前協議で確認します。 河川や用水路に排水する場合には、管理者（建設課等）との協議が必要となりますので、条例では規定しないものとします。	C
事前協議	工事中を含め、雨水調整池や沈砂池の設置を必須とし、土砂等が事業区域外へ流出しないこと。	雨水調整池や沈砂池の設置は、関係法令や環境省等が策定したガイドラインで明確な基準がないことから、必須とすることは困難であると考えます。事前協議で土砂等が事業区域外へ流出しないことを確認し、工事中を含めた雨水処理については近隣住民等への説明事項とします。	C
事前協議	台風や強風への対応、大雨（降水量）、地震等に対応する構造基準を設けること。	構造基準は「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）」等で対応しているものと考えます。	C
事前協議	除草剂等薬剤の使用は、周辺の動植物を含め自然環境や周辺農地等への影響を考慮し使用の制限をすること。使用する場合は、事前に近接する農地の農家及び水利管理者に連絡し承認を得てから実施すること。	事業者には、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」の遵守を求め、対応していただきます。除草剤の使用については、近隣住民等への説明を求めます。	C
事前協議	光の反射や照明も含めて設置に伴う景観の変化は、IT によるシミュレーションや合成写真等により地域住民生活や動植物への影響を視覚的に予測すること。	景観変化は、事前協議と隣接住民等への説明において確認することとします。視覚的に予測すること等については参考にさせていただきます。	D

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
事前協議	<p>事前協議制度の実施事項について明確にすること。 事前協議は、ガイドラインの第4（調整事項等）や第5（事前届）のステップの一環として実施するようであるが、ガイドラインとの整合や実施内容、実施時期等が明確でなく難解です。</p> <p>実施届出とは事前届のことを言っているのか。 事業計画（事前協議書）とはガイドラインの関係書類とは別のものか。</p>	<p>今後、条例の施行に合わせて、「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」から太陽光発電設備の内容を削除します。</p>	D
事前協議	<p>事業計画及び事前協議書の内容を明確にすること。 例えば、地すべりや土砂災害などに対するリスクの検討（リスクアセスメント）も含まれるように思われるが、ガイドラインの第4（調整事項等）に該当する内容となるのか？</p> <p>土地の状況（切土、盛土、埋め立て）や過去の土砂流出等の状況、土の採取、工法等々災害リスクにつながる要因の検討を含むことを要望します。</p>	<p>事前協議では、リスクアセスメントも確認する予定です。事業者には、「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）」等を遵守して災害の防止に努めていただきます。</p>	D
事前協議	<p>事前協議は FIT 法認定の手続きを行う前に行い、設置に関する許可要件とすること。</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条の認定要件に、「関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること」とありますので、基本的には事前協議が先にあるものと考えております。</p>	D

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
事前協議	事前協議書には、近隣住民及び関係区からの同意書を添付すること。同意書には自筆のサインをするなど本人の同意であることが確認できるようにすること。規模が大きい場合など必要に応じて区の決議によること。	同意を求めることにより設置可否の判断権限を近隣住民等に付与することになりかねず、財産権の侵害にあたる可能性もあることから、慎重に対応する必要がありますので、規定しないものとします。	C
事前協議	意見書に対する対応内容は、文書にて市に提出すること。この資料は説明会の資料とすること。	意見書に対する対応内容は、太陽光発電設備設置事業の届出にて確認します。 また、意見への対応状況を説明事項とします。	A
事前協議	事前協議書の提出、事前協議の実施及び意見書の対応、実施届出の提出、事前届の提出、説明会の実施など具体的にいつ実施するのか実施時期をタイムフローとして明確化すること。	「塩尻市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」で図示します。	B
事前協議	山野を切り拓いた場合のリスクアセスメントを行う必要があると思います。地質・斜度・地形（特に沢状地形により雨水の集中がないか）・大雨が降った際の土砂の流出方向（設置後だけでなく設置工事中の排水施設が完全に出来上がっていないケースも含めて）など多角的に判断する必要があると思います。	事前協議により、リスクアセスメントも確認する予定です。事業者には、「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）」等を遵守して災害の防止に努めていただきます。	D
説明会の開催	市長への報告はどのような手段で行うのか明文化することが必要だと思う。	説明会の報告については、施行規則の中で「塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書」を定めます。	B

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
説明会の開催	説明会は速やかに実施すること。	説明会は事業に着手する 60 日前までに実施していただきます。	A
近隣住民等との協定	適正かつ公平に実行されるよう、第三者としての市の立ち合いの下で締結されることが好ましいと考える。	近隣住民等との協定書は、当事者間で締結されることが望ましいと考えております。また、これまで運用してまいりました「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」においても、このような要望はありませんでした。相談等があった場合には、対応したいと考えます。	C
完了報告の届出	市は完了報告を受理した時、及び後日現地を立入確認し、設置工事及び維持管理が適切に実施されていることを含めて災害や苦情のリスクがないことを確認し、不適切な事項があったときには勧告すること。	太陽光発電設備設置事業は民間事業であり、また、現状では設置工事の明確な基準がないことから、このような確認は行わないものとします。 ただし、不適切な事項がありましたら、報告等を求めます。	C
勧告	勧告に対応し必要な措置が講じられるまで、工事の中止及び停止命令を出すこと。	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」があるなかで、どこまで市の権限でできるのかを判断し、命令を規定しないものとします。	C
勧告	工事中などに災害が発生した場合、または発生が予測される場合、また近隣住民や関係区等から苦情が発生した場合は、工事の中止命令や運用の停止など、罰則を含めて厳しい勧告をすること。	災害対応は、報告等を求めながら対応します。具体的な命令や罰則による制限ではなく、最終的に固定価格買取制度の認定取り消しにつながるよう公表等を規定し、実効性を担保します。	C

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
条例全般	<p>事業者は誠実かつ善良に事業実施することを求められているものと理解するが、事業者の救済手続きはどのようになるか教示願いたい。「2050 ゼロカーボン」を目指す中で、再生可能エネルギーの確保は社会的にも重要な課題であります。事業者が安定して事業継続できるように救済手続きについて事前にガイドライン等で明示されてはいかがか。</p>	<p>事業者は関係法令、環境省等が策定したガイドライン及び条例を遵守して、事業を実施する必要があります。これだけ遵守すれば良いというものでもなく、近隣住民等からは、大雨時の心配など懸念の声があることも事実です。条例は、太陽光発電事業の適正な設置を促すものであり、救済が必要な事項はないものと考えております。</p>	C
条例全般	<p>受理のみでなく、許可する基準を盛り込むこと。特に、近隣住民や関係区の同意を得ていることを必須とすること。</p>	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」があるなかで、太陽光発電設備の設置事業を条例により許可制にして良いのかという疑義があり、現在のところ許可行為が適さないものと考えます。</p> <p>住民同意につきましては、同意を求めることにより設置可否の判断権限を近隣住民等に付与することになりかねず、財産権の侵害にあたる可能性もあることから、慎重に対応する必要があると考えますので、規定しないものとします。</p>	C

分類	意見趣旨	考え方	対応区分
条例全般	<p>「現行ガイドラインからの主な変更点」として4点があげられている。条例の内容は総じてガイドラインの内容と思われるが、言葉が違っていたりして、ガイドラインとの整合や変更点等が分かりにくく難解で実効性が懸念されるので次の点を要望します。</p> <p>①条例は、地域において適用され守らなければならない法律です。ガイドラインに整合する中で追加や補完事項を明確にするとともに、具体的に実施事項やタイムフローを明確にすること。</p> <p>②特に言葉を変えているのはガイドラインの内容と同じことなのか違うことを言っているのか不明としか言いようがなく、用語等の整合をきちんとすること。</p>	<p>条例では用語の定義などを見直し、分かりやすい内容とします。</p>	A
条例全般	<p>事業者と周辺住民の認識が違っているときは、行政が強制力を持って調整及び対応を指示できるようにしてほしい。</p>	<p>強制力をもった調整等は困難であると考えますが、何か問題が生じた時には、調整及び対応するように考えております。</p>	D